

論文審査の結果の要旨

氏名：水野僚子

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：成立から廃止までの史的経緯にみる住宅組合法に関する研究

審査委員：（主査） 教授 北野幸樹

（副査） 教授 廣田直行

教授 塩川博義

神奈川大学教授 内田青蔵

住宅組合法は（第一次世界大戦後の）住宅不足緩和を目的として、大正10（1921）年4月12日に公布、同年7月10日に施行され、昭和46（1971）年6月1日に廃止した住宅政策であり、日本初の持ち家政策ともいわれており、昭和25（1950）年の「住宅金融公庫法」と併用されるなど、持ち家を中心とした日本の住宅政策に大きく影響を与えたと考えられる。しかし、本法はその建設戸数の少なさが強調され、効果がなかった政策としてのイメージが根強く、数以外の側面から検証されることはあまりなかった。本研究は、コーポラティブ・ハウジングの前史としても捉えられる住宅組合法が、どのような理念から成立され、実際に運用し、社会に適用され、廃止にいたったのか、その全ての経緯について分析することで、住宅政策における住宅組合法の評価を検証するものである。

住宅組合法は、住宅取得のための金融政策としての側面が強かったものの、住宅改良を求められた時代に、住宅の質的改善の役割を担う側面もあった。住宅組合の多くは中流層で構成され、中産階級以下の持ち家促進として住宅供給の役割を担っていた一方で、震災に対応して店舗向住宅組合への貸付が行われるなど、サラリーマン層への住宅という本来の主旨から外れていったものの、社会事情に合わせて法を適用していくことで、実社会で住宅不足が生じているところに資金を投入していったことなど、これらの経験から得た蓄積はその後の住宅政策に活かされていったことを明らかにしている。

本論文は序論、本論（第1～5章）、結論から構成されている。

序論では、住宅組合法に着目し本研究を行うにあたった背景と目的、住宅組合法の史的役割を明らかにすることの意義を述べ、過去に行われた研究について整理し、本研究の位置づけを示している。

第1章では、住宅組合法の成立にいたる議論から、廃案までの制度の変遷について、「帝国議会速記録」や「都市公論」（都市研究会刊行）、「社会と救済」（中央慈善協会刊行）といった機関誌のほか新聞記事などを用いて検証している。

第2章では、住宅組合法を生活改善の絶好の機会と捉えられていた建築家に対し、制度設計側であった内務省社会局が住宅改善を想定していた住宅像を考えていたのか、社会局局員による手引き書やそこに抜粋引用された社会局刊行の「住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究」をもとに検証している。社会局は住宅の質の改善に感心を有し、案はあったものの住宅組合法においては規模や構成などの具体的な基準を設けるまでにはいたらなかったと推察される。そのため設計図面を抽出して紹介した手引き書が、社会局の意向を反映する役割を担っていたことを考察している。

第3章では、住宅組合法による組合の設立状況について、府県別のデータがある「日本社会事業年鑑」（大原社会問題研究所のちに中央社会事業協会刊行）と都市別のデータがある「日本都市年鑑」（東京市政調査会刊行）をもとに検証している。組合数は東京、横浜、京都、名古屋、大阪、神戸の六大都市を含む府県に多く見られ、震災による住宅不足に利用されていた様子がうかがえた。経年的には、初年度の具申数が膨大になり、それに対して貸し付けることができたのは1割程度であったが、年々増加し昭和5年には当初の具申数近くまで組合が設立されていった。昭和5年からは停滞したが、昭和13年頃からは軍需産業を背景とした重工業都市において増加がみられ、六大都市と軍需工業都市において活発であったことを示すと共に、外地でも住宅組合法が適用され展開していたことを明らかにしている。

第4章では、組合数が最も多かった東京市と神奈川県の内容について、行政の社会事業刊行物や経験談をまとめた手引き書、神奈川県立公文書館所蔵の住宅組合関連史料をもとに検証している。住宅組合法の手続きは煩雑で、法律を解釈できる専門的知識や償還方法を管理できる経済的能力、役所と交渉する上での事務的能力が必要で、組合員はある程度の知識層でなければこなせなかったことを示している。また、東京の組合分布から、麴町や京橋のオフィス街と杉並・大森・世田谷の郊外住宅地に多く、職場内で組合を結成する傾向があり、東京における住宅組合は郊外化の流れと連動していて中産階級の持ち家促進の役割を担っていたこと、組合員住宅は多くが和風住宅であるが洋風を取り入れたものは約25%みられたことを考察すると共に、住宅地は戦後の職域組合以外、自分で探すことや火災による同時損失の懸念から宅地を形成するようなことはなかったが、同じ地域に点在する近隣居住があることを明らかにしている。

第5章では、住宅組合法施行の4年後に発生した震災に対し、横浜市ではどのように法を適用していたかについて、社会事業刊行物や神奈川県立公文書館所蔵の「大正13年大震災被災組合、再建築貸付関係書類」をもとに検証している。横浜市では震災によって被害のあった組合に対し、全焼・全潰した住宅には再建築資金を、半潰・小破した住宅には修繕資金の貸付を行っていたことを示し、被災者による組合に対する貸付を優先したり、融資の範囲を商業人による店舗向住宅にまで広げるなど、被災による住宅不足の解消に住宅組合法を利用していった実態を考察している。組合事務所では被害の大きかった被災地に位置し、震災復興を意図した建設になっており、当初の中産階級以下のサラリーマンにこだわることなく、住宅難が激しい環境に資金が渡るように適用していったことを明らかにしている。

結論では、本論（第1～5章）で得られた分析を時系列に考察し、住宅組合法の史的経緯を総括し、本論文によって得られた知見についてまとめ、今後の課題について述べている。

この成果は、生産工学、特に建築史に寄与するものと評価できる。
よって本論文は、博士（工学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成 年 月 日

論文審査の結果の要旨

氏名：水野僚子

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：成立から廃止までの史的経緯にみる住宅組合法に関する研究

審査委員：（主査） 教授 北野幸樹

（副査） 教授 廣田直行

教授 塩川博義

神奈川大学教授 内田青蔵

住宅組合法は（第一次世界大戦後の）住宅不足緩和を目的として、大正10（1921）年4月12日に公布、同年7月10日に施行され、昭和46（1971）年6月1日に廃止した住宅政策であり、日本初の持ち家政策ともいわれており、昭和25（1950）年の「住宅金融公庫法」と併用されるなど、持ち家を中心とした日本の住宅政策に大きく影響を与えたと考えられる。しかし、本法はその建設戸数の少なさが強調され、効果がなかった政策としてのイメージが根強く、数以外の側面から検証されることはあまりなかった。本研究は、コーポラティブ・ハウジングの前史としても捉えられる住宅組合法が、どのような理念から成立され、実際に運用し、社会に適用され、廃止にいたったのか、その全ての経緯について分析することで、住宅政策における住宅組合法の評価を検証するものである。

住宅組合法は、住宅取得のための金融政策としての側面が強かったものの、住宅改良を求められた時代に、住宅の質的改善の役割を担う側面もあった。住宅組合の多くは中流層で構成され、中産階級以下の持ち家促進として住宅供給の役割を担っていた一方で、震災に対応して店舗向住宅組合への貸付が行われるなど、サラリーマン層への住宅という本来の主旨から外れていったものの、社会事情に合わせて法を適用していくことで、実社会で住宅不足が生じているところに資金を投入していったことなど、これらの経験から得た蓄積はその後の住宅政策に活かされていったことを明らかにしている。

本論文は序論、本論（第1～5章）、結論から構成されている。

序論では、住宅組合法に着目し本研究を行うにあたった背景と目的、住宅組合法の史的役割を明らかにすることの意義を述べ、過去に行われた研究について整理し、本研究の位置づけを示している。

第1章では、住宅組合法の成立にいたる議論から、廃案までの制度の変遷について、「帝国議会速記録」や「都市公論」（都市研究会刊行）、「社会と救済」（中央慈善協会刊行）といった機関誌のほか新聞記事などを用いて検証している。

第2章では、住宅組合法を生活改善の絶好の機会と捉えられていた建築家に対し、制度設計側であった内務省社会局が住宅改善を想定していた住宅像を考えていたのか、社会局局員による手引き書やそこに抜粋引用された社会局刊行の「住宅問題資料 第4輯 小住宅の研究」をもとに検証している。社会局は住宅の質的改善に感心を有し、案はあったものの住宅組合法においては規模や構成などの具体的な基準を設けるまでにはいたらなかったと推察される。そのため設計図面を抽出して紹介した手引き書が、社会局の意向を反映する役割を担っていたことを考察している。

第3章では、住宅組合法による組合の設立状況について、府県別のデータがある「日本社会事業年鑑」（大原社会問題研究所のちに中央社会事業協会刊行）と都市別のデータがある「日本都市年鑑」（東京市政調査会刊行）をもとに検証している。組合数は東京、横浜、京都、名古屋、大阪、神戸の六大都市を含む府県に多く見られ、震災による住宅不足に利用されていた様子がうかがえた。経年的には、初年度の具申数が膨大になり、それに対して貸し付けることができたのは1割程度であったが、年々増加し昭和5年には当初の具申数近くまで組合が設立されていった。昭和5年からは停滞したが、昭和13年頃からは軍需産業を背景とした重工業都市において増加がみられ、六大都市と軍需工業都市において活発であったことを示すと共に、外地でも住宅組合法が適用され展開していたことを明らかにしている。

第4章では、組合数が最も多かった東京市と神奈川県の内容について、行政の社会事業刊行物や経験談をまとめた手引き書、神奈川県立公文書館所蔵の住宅組合関連史料をもとに検証している。住宅組合法の手続きは煩雑で、法律を解釈できる専門的知識や償還方法を管理できる経済的能力、役所と交渉する上での事務的能力が必要で、組合員はある程度の知識層でなければこなせなかったことを示している。また、東京の組合分布から、麴町や京橋のオフィス街と杉並・大森・世田谷の郊外住宅地に多く、職場内で組合を結成する傾向があり、東京における住宅組合は郊外化の流れと連動していて中産階級の持ち家促進の役割を担っていたこと、組合員住宅は多くが和風住宅であるが洋風を取り入れたものは約25%みられたことを考察すると共に、住宅地は戦後の職域組合以外、自分で探すことや火災による同時損失の懸念から宅地を形成するようなことはなかったが、同じ地域に点在する近隣居住があることを明らかにしている。

第5章では、住宅組合法施行の4年後に発生した震災に対し、横浜市ではどのように法を適用していたかについて、社会事業刊行物や神奈川県立公文書館所蔵の「大正13年大震災被災組合、再建築貸付関係書類」をもとに検証している。横浜市では震災によって被害のあった組合に対し、全焼・全潰した住宅には再建築資金を、半潰・小破した住宅には修繕資金の貸付を行っていたことを示し、被災者による組合に対する貸付を優先したり、融資の範囲を商業人による店舗向住宅にまで広げるなど、被災による住宅不足の解消に住宅組合法を利用していった実態を考察している。組合事務所では被害の大きかった被災地に位置し、震災復興を意図した建設になっており、当初の中産階級以下のサラリーマンにこだわることなく、住宅難が激しい環境に資金が渡るように適用していったことを明らかにしている。

結論では、本論（第1～5章）で得られた分析を時系列に考察し、住宅組合法の史的経緯を総括し、本論文によって得られた知見についてまとめ、今後の課題について述べている。

この成果は、生産工学、特に建築史に寄与するものと評価できる。
よって本論文は、博士（工学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成 年 月 日